

かさまつまちづくりガイド

ー町が取り組む施策や事業について
わかりやすくご紹介しますー

⑦介護保険制度～新しいサービス体系と 申請からサービスの利用まで～

介護保険制度が始まって7年目を迎えました。在宅サービスを中心に利用が急速に拡大するなど、高齢者の介護を社会全体で支え合う仕組として介護保険制度は着実に定着してきました。

しかし、高齢化は今後さらに進み、介護を必要とする高齢者や認知症の高齢者の増加が、今以上に見込まれています。

そこで、高齢者ができる限り住み慣れた地域で自立した日常生活を送ることができるよう、また将来にわたり安定した介護保険運営がしていくよう、介護保険制度が見直され、平成18年度より新しいサービス体系となりました。

☆介護サービスを利用するためには、認定が必要です。

介護サービスを利用するためには、町に申請して「介護や支援が必要な状態である」と認定される必要があります。申請すると、訪問調査や審査を経て、介護が必要な状態かどうか、またどのくらいの介護が必要であるかが決められます。

■要介護度と状態像のめやす

従来の認定区分	4月からの認定区分	状態像のめやす	利用できるサービス
要支援	要支援1	日常生活上の基本的動作は、ほぼ自分でできるが、現在の状態を維持し要介護状態とならないよう何らかの支援を必要とする状態	・介護予防給付の「在宅サービス」「地域密着型サービス」が利用できます。
要介護1	要支援2	要支援1の状態から、日常生活上の基本的動作を行う能力がわずかに低下し、何らかの支援が必要となる状態	・施設への入所はできません。
要介護2	要介護1	要支援2の状態から、日常生活上の基本的動作を行う能力が一部低下し、部分的な介護が必要となる状態	
要介護3	要介護2	要介護1の状態に加え、日常生活動作について部分的な介護が必要となる状態	
要介護4	要介護3	要介護2の状態と比較して、日常生活動作について著しく低下し、ほぼ全面的な介護が必要となる状態	・介護給付の「在宅サービス」「地域密着型サービス」または「施設サービス」が利用できます。
要介護5	要介護4	要介護3の状態に加え、さらに動作能力が低下し、介護なしでは日常生活が困難な状態	
	要介護5	要介護4の状態よりさらに動作能力が低下しており、介護なしでは日常生活が不可能な状態	